週刊 愛知民報

2023年 6月11日 第2636号

発行所 日本共産党愛知県委員会
〒460-0007　名古屋市中区新栄三丁目12番25号
☎(052) 261-3461（代表）
(052) 251-2925（編集部）　FAX(052) 261-6063
定価　月　400円　郵送料336円　1部　100円
毎週日曜日発行（第5日曜日は休刊）

衆院 比例東海2議席必ず

共産党 小池書記局長が名古屋駅前で演説

日本共産党が次期衆院選の比例代表東海ブロック予定候補に本村伸子（現）、須山初美（新）の両氏を発表して初めての日曜日の4日、小池晃書記局長が名古屋駅前で演説し約1200人の聴衆が耳を傾けました。小池氏はマイナ保険証押し付け、入管法改悪、大軍拡・大増税など悪政推進の岸田自公政権と維新の会、国民民主両党を批判。「比例東海2議席で政治のゆがみ変えよう」と支持を呼びかけました。本村、須山両氏の訴えの一部を紹介します。

入管行政抜本的に変える

本村伸子衆院議員（比例東海）

ウィシュマさん事件と同じような事件を起こさせない。命と尊厳を軽視した入管行政を抜本的に変えることができるかどうかが問われています。ところが、今週にもこの入管法が強行採決されようとしています。入管法は、命と尊厳を軽視したものになっています。

ウィシュマさんの死亡事件の真実も明らかになっていません。2年前の3月6日お亡くなりになりました。その1カ月以上前の1月28日からウィシュマさんは入管の医師は「私の話を聞いてくれない。外の病院に連れて行ってほしい」と泣きながら必死に訴えていました。でも聞いてくれない。そういう中で、1月30日に第三者の視察委員会というところがあるんですけれども、そこに手紙を書いていました。その手紙をはじめ、295時間分のビデオ・15の資料を出してほしいということを訴え続けてまいりました。しかし、やろうとしない。国会で法務委員会の理事会で合意をすれば、国政調査権を使って資料を出させることができるんです。真実を明らかにしていくためにも、日本共産党を伸ばしていただきたい。

ウィシュマさんが亡くなって以降も入管は例えば昨年の8月に2歳の子どもさんの在留資格を奪いました。39度の熱が出ましたけれども、保険証がなくて医療にかかることができませんでした。子どもの権利条約に違反をしています。

難民認定も他の先進国と比べても本当に本当に狭い範囲しか認められない。3回目以降は送還可能ってあまりにも理不尽すぎます。国際人権基準を下回っている。国際人権法に違反をしているこの入管法改定案は廃案に追い込んでいくしかありません。

LGBT差別なくそう

須山初美県副委員長（比例東海）

私の政策の一つはジェンダー平等の日本をつくることです。先日、名古屋地裁で画期的な判決が下されました。今、同性のカップルの婚姻を認めずに異性のカップルにだけ婚姻を認められているこの制度は、法の平等を定めた憲法14条と、そして個人の尊厳を婚姻制度に求めた憲法24条2項に、違反をするという画期的な判決です。

日本はG7の中で唯一、同性婚を認めない国です。遅れを取り戻すために直ちに整備に踏み切るべきではないでしょうか。

私の友人にも多様な性を生きる仲間がいます。今いろいろな調査で、LGBT当事者の方々は10%、大体左利きの人と同じ人口がいると言われています。いないんじゃなくて言えないんです。本当の自分を表現できずに苦しい思いをして息をしている人があなたの隣にもいる。そのことを知ってほしい。そしてその現実を、私は一緒に変えていきたいと思い、日本の同性婚の制度、選択的夫婦別姓、LGBTの差別をなくしていこうと訴えています。

この流れを阻んでいるのは、古い価値観に縛られた自民党政治です。明治時代からの家父長制を「美しい日本だった」と、考える方々が政治的に押し付けてきたものなんです。

だから変えることができるんです。男性も女性も、多様な性を生きる人も自分らしく力を発揮できるジェンダー平等社会を前に進めていく。

どうかみなさん、日本共産党を大きく伸ばしていただき、本村伸子衆院議員とともに、須山初美を国会に送り、ジェンダー平等の仕事を私にやらせてください。

どうぞよろしくお願いいたします。

判決後、「違憲判決」の横断幕を掲げて喜び合う支援者や弁護士ら＝5月30日、名古屋地裁

同性婚認めずは違憲

名古屋地裁で判決

法律上の性別が同じ人との結婚（同性婚）を認めない民法や戸籍法の規定は日本国憲法に反するとして愛知県内の男性カップルが国に対して損害賠償を求めた訴訟で、名古屋地方裁判所は30日、憲法24条2項と14条1項に違反すると判断しました。

西村修裁判長は、「異性カップルにのみ法律婚制度を設けて、同性カップルに、その関係を保護する枠組みすら与えないことは国会の立法裁量の範囲を超える」と述べ、違憲としました。

弁護団は「司法が国会に立法での対応を強く要請したものであり国会はもはや現状を放置することは到底許されない」とする声明を発表しました。